

# いわき市農業委員会第6回総会議事録

## 1 開催日時

平成30年11月15日（木）13時30分から16時20分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者（33人）

### (1) 農業委員（21人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

### (2) 農地利用最適化推進委員（2人）

長瀬 紘（農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会 代表幹事）  
四家 誠（農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会 副代表幹事）

### (3) 事務局（10人）

太 清 光 事務局長  
鈴木 一 徳 事務局次長  
早水 孝太郎 主任主査  
林 克 伊 主任主査兼農地調整係長  
野木 隆 司 農政振興係長  
坂本 聡 農政振興係 主査  
金成 聡 司 農地調整係 主査  
渡邊 梓 農政振興係 事務主任  
石島 大 輔 農地調整係 事務主任  
西山 諒 農地調整係 事務主任

## 4 欠席者（3人）

5 藁谷昭夫  
7 草野久仁昭  
22 木田 テイ子

## 5 会議の概要

事務局  
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第6回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第6回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 【資料1】農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)
- 【資料2】平成30年度農地パトロール実施結果について
- 【資料3】農業委員等の綱紀粛正について
- 【資料4】農用地利用集積計画の議案書に係る借賃の記載方法について
- 【資料5】消費税の軽減税率制度に関するQ&A

以上、8点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号6番、鈴木義直委員よりお願い致します。

6番  
鈴木(義)委員

私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。

— 憲章唱和 —

事務局  
(鈴木次長)

ありがとうございました。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集しております。議事に先立ちまして、草野庄一会長から、ご挨拶をお願い致します。

草野会長

いわき市農業委員会第6回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

稲の刈り取りがまだ終わっていない方もいらっしゃるかと思いますが、秋の農作業、大変お疲れ様でございました。

そのように大変ご多忙の中、ご参集を賜り、感謝申し上げます。

また、先日13日の福島県下農業委員会大会へのご参加、ご苦労様でございました。その席上で、農地利用最適化推進委員でございま

草野会長

す、長瀬代表幹事におかれましては、永年勤続での表彰、誠におめでとうございました。今後も委員活動をはじめ、地域活動にご尽力を賜りますよう、ご期待申し上げます。

さて、本日の総会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)や農地法に係る許可申請等のほか、継続の協議事項であります、平成31年農作業労働賃金標準額について、ご審議頂くこととなります。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の審議にあたりましては、本日、農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会の長瀬代表幹事と四家副代表幹事にお越し頂いており、指針(案)に対する推進委員の皆様の意見をお伺いすることとなります。

審議の際に改めてご紹介致しますが、どうぞよろしくお願い致します。

皆様には、慎重且つ円滑なご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局  
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

会長、よろしくお願い致します。

議長  
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、

議席番号5番 藁谷 昭夫 委員

7番 草野久仁昭 委員

22番 木田テイ子 委員 でございます。

只今、委員24名中、21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第6回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号12番 佐川 良平 委員

13番 鈴木 理 委員

議 長  
(草野会長)

以上2名にお願い致します。  
また、書記は事務局にお願い致します。  
なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。  
これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。  
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。  
次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局  
(鈴木次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長  
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

取下げ、訂正、追案等について説明致します。  
「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が2件ございます。  
詳細については、議案審議の際、担当より説明致します。  
外、取下げ、訂正、追案等はありません。  
私からの説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

それでは議事に入ります。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。  
今回、「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、議席番号17番、菅波一郎委員が該当しております。菅波一郎委員は、議案審議の際、一時退室をお願い致します。  
その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。  
それでは、議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(早水主任)

事務局よりご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

－議案第1号を朗読－

続きまして、資料1をご参照頂きたいと思います。

この指針(案)は、9月の第4回総会及び10月の第5回総会において、委員の皆様にご説明し、事務局(案)としてお示しし、内容についてご説明させて頂いたところです。

その後、10月29日に開催致しました、農地利用最適化推進委員全体会議におきまして、この指針(案)を推進委員の皆様にお示しし、意見を求めたところであります。

本日は、農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会の長瀬代表幹事、四家副代表幹事に出席頂き、全体会議において推進委員より述べられた意見の報告をお願いするものです。

事務局からは以上です。

議長  
(草野会長)

続きまして、農業委員会等に関する法律第7条第2項において、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」と定められております。

本日は、農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会、代表幹事の長瀬 紘様、副代表幹事の四家 誠様にお越し頂いております。

それでは、農地利用最適化推進委員を代表して、長瀬代表幹事より、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についての意見をお伺い致します。

よろしくお願い致します。

長瀬  
農地利用  
最適化  
推進委員

農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会、代表幹事の長瀬 紘です。

10月29日に開催しました推進委員全体会議におきまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、協議したところではありますが、その際、推進委員より出た主な意見をご報告します。

まず、指針の遊休農地の解消目標について、委員より、「実際には、更に多くの遊休農地が存在するのではないかと危惧している。」との意見が述べられ、また、関連して中山間地域について、委員より、「後継者がいなくなって既に荒れてしまった農地が多くなっており、どのようにすれば耕作を継続できるのか、将来への不安を強く感じている。本委員会としても、全国の中山間地域における成功例などを調査・研究していく必要がある。」との意見が述べられたほか、農地利用の最適化の

長 瀬  
農地利用  
最適化  
推進委員

推進に向けて、委員より、「今後、農地利用の最適化を推進していく上で、地域の実情をよく把握しているJAなどの関係機関と本委員会との十分な連携に意を用いる必要がある。」との意見が述べられました。

また、加えて、委員より、「遊休農地の実態を十分把握しながら、担い手の確保や新規就農者の掘り起こしなど、十分検討していかなければならない。このためにも、当該指針の目標に向けて努力すべきではないか。」との意見も述べられたところであります。

以上、推進委員全体会議で推進委員より述べられた意見の主なものを申し上げ、私からの報告を終わります。

議 長  
(草野会長)

ありがとうございました。  
只今、長瀬代表幹事より、ご意見を述べて頂きました。  
事務局より補足説明はございますか。

事務局  
(早水主任)

特にございません。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について説明があり、また、長瀬代表幹事より、ご意見を述べて頂きました。

委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－特に無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)については、原案のとおり承認致します。

委員の皆様におかれましては、各自、指針(案)の案の字を削除願います。

なお、指針を国に提出するにあたり、軽微な変更の必要が生じた際には、役員及び事務局に一任頂けますよう、ご了承願います。

また、今後の業務執行にあたりましては、農業委員と推進委員は、車の両輪でありますので、両者が一体となり、推進して参る所存であります。

議 長  
(草野会長)

長瀬代表幹事、四家副代表幹事をはじめ、推進委員の皆様におかれましては、今後とも、ご協力を賜りますよう、お願い致します。

これより、農地法関連の議案審議に入りますので、長瀬代表幹事、四家副代表幹事には、ここで、ご退室頂きます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

—長瀬代表幹事、四家副代表幹事 退室—

議 長  
(草野会長)

次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に議席番号17番、菅波一郎委員が該当しておりますので、一時退室について、よろしくお願い致します。

—菅波一郎委員 退室—

議 長  
(草野会長)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の4ページをお開き願います。

—議案第2号を朗読、審議事項を説明—

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(金成主査)

議案説明書2ページをお開き願います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。

次の3ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

番号1番、申請地は平、地目は田、面積は247㎡でございます。

権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。

外10件、番号11番までは、売買による所有権の移転でございます。

なお、番号1番及び番号7番については、農地法第3条第2項第5号に規定する50aの下限面積に達しておりませんが、譲受人がいずれも隣接する農地を利用しており、また、一体として利用しなければ利用することが困難である農地と認められることから、農地法施行令第2条第3項に規定する農地の権利移動の例外が適用されるものです。

続きまして、番号12番、申請地は大久町、地目は畑、面積は2,120㎡でございます。

事務局  
(金成主査)

権利移動事由は使用貸借権の設定でございます。  
外1件、番号13番までは、使用貸借権の設定でございます。  
また、番号12番と番号13番は同時申請となります。  
今月の3条申請面積は田6,072㎡、畑7,716㎡、合計13,788㎡でございます。  
番号1番から番号13番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

16番  
木幡委員

議席番号16番の木幡仁一です。  
番号1番から番号11番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局  
(金成主査)

番号12番及び番号13番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。  
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に



議 長  
(草野会長)

ついて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の5ページをお開き願います。  
－議案第3号を朗読、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(石島主任)

議案説明書5ページをお開き願います。  
議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明致します。

議案説明書6ページをお開き願います。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号1番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は86㎡、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、申請者宅は老朽化しており、東日本大震災により大規模半壊の認定を受けながらも修理しながら居住していましたがそれも限界になり、住宅を新築することになりました。しかし、現在の申請者宅地の西側に急傾斜地が位置しており、現在の建築基準法上、急傾斜地から一定の距離を置いて住宅を建築しなければならず、必要な距離をとったところ、申請者宅の東隣に位置する申請地に建築予定の住宅の一部が重なってしまうため、申請地を転用する案件であることから事業実施は確実です。

以上1件、面積は田86㎡、合計面積も86㎡となります。

説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

18番  
大竹委員

議席番号18番の大竹公治です。  
番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の6ページをお開き願います。  
－議案第4号朗読、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(石島主任)

議案説明書7ページをお開き願います。  
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

次の8ページをお開き願います。

説明に入る前に訂正が2件ございます。番号6番、及び7番の案件につきまして、譲受人の住所が「宮城県仙台市青葉区2丁目10番28号」と議案説明書にはありますが、正しくは「宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号」ですので修正をお願い致します。大変申し訳ございませんでした。

それでは説明に移ります。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は199.67㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は体力的な問題により約30年前から農作業をしておらず、本申請地は長期に渡り休耕中の状態であり、農地として利用してくれる人も見つからず、農地として維持管理していくには負担となっておりました。また、譲受人の居住地は福島県が施工する小川赤井平線・道路橋梁整備工事によって道路敷地として県に収容されたことから、移転先として当該地を自己住宅敷地として求めた案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は496㎡、権利移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事務局  
(石島主任)

事業実施の確実性につきましては、譲受人は現在、平地区の賃貸住宅に家族4人で居住しており、子の成長に伴い手狭になってきています。また、譲渡人は譲受人の母であり、譲受人世帯と譲渡人世帯の今後の生活の利便性を考え、譲渡人宅に近い位置に自己住宅を建築する案件であることから、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は四倉町、登記地目は田、転用面積は447.39㎡、権利移動事由は贈与による所有権の移転及び使用貸借権の設定、転用目的は自己住宅敷地及び用悪水路です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人世帯は現在、社宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になってきています。また、譲渡人は譲受人の祖父であり、譲受人世帯と譲渡人世帯の今後の生活の利便性を考え、譲渡人宅に近い位置に自己住宅を建築する案件であることから、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は遠野町、登記地目は畑、転用面積は779㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人家族は、妻方の実家で両親及び兄と同居しておりますが、譲受人の子供が成長して居住スペースが手狭となっております。そこで、住み慣れた遠野地区で土地を探したところ、申請地が候補にあがり、譲渡人の同意が得られたことから住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。

なお、番号5番及び8番につきましては工事中仮設用地としての一時転用案件、番号6番及び7番につきましては、通信用無線基地局設置に伴う作業ヤードとしての一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上、8件、面積は田493.68㎡、畑2,025.22㎡、合計2,518.90㎡です。

説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

19番  
油座(盛)委員

議席番号19番の油座盛明です。  
番号1番から番号4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局  
(石島主任) 番号5番から番号8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、特段問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長) ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。  
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第5号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長) 議案書の7ページをお開き願います。  
－議案第5号朗読、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(金成主査) 議案説明書の9ページをお開き願います。  
現況確認証明願いについてでございます。  
次の10ページをお開き願います。

番号1番、申請地は小川町、公簿地目は畑、現況地目は原野、面積は707㎡でございます。

非農地化した経過につきましては、昭和59年度に新農業構造改善事業により整備した養豚畜舎を、平成4年に土地賃借期間が満了し返却、畑として耕作予定でありましたが、それから26年間耕作せず放置し、原野化し現在に至っております。

以上1件、現況確認証明面積は畑で707㎡でございます。  
説明は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

20番 岡田委員	<p>議席番号20番の岡田光男です。</p> <p>番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特段問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>－異議無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第5号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の8ページをお開き願います。</p> <p>－議案第6号を朗読、審議事項を説明－</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書11ページをお開き願います。</p> <p>農用地利用集積計画の内容について説明致します。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>第14号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。</p> <p>実施地区は平。</p> <p>買い手1名、売り手1名、対象筆数、田8筆、面積8,041㎡となっております。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>農用地利用集積計画、平成30年度第14号。</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年11月30日、いわき市となっております。</p> <p>次のページをお開き願います。</p>

事務局 (西山主任)	<p>「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>「農用地所有権移転個人別表」でございます。</p> <p>番号1番、土地の所在は平外7筆、現況地目、田、面積8,041㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。</p> <p>以上、第14号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>農用地利用集積計画については、以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>－異議無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の9ページをお開き願います。</p> <p>－報告第1号を朗読、専決事項を説明－</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書の16ページをお開き願います。</p> <p>農地法第3条届出について、説明致します。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在地は三和町、登記地目及び面積は田7,916㎡、畑844㎡、権利を取得した日は平成18年12月23日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成30年9月25日でございます。外23件ございました。</p> <p>議案説明書21ページをお開き願います。</p>

事務局 (西山主任)	<p>権利取得面積は田109,413.48㎡、畑47,712.09㎡、合計157,125.57㎡でございます。</p> <p>以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の10ページをお開き願います。</p> <p>－報告第2号を朗読、専決事項を説明－</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書の22ページをお開き願います。</p> <p>農地法第4条届出について、説明致します。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在地は好間町、登記地目及び面積は田768㎡、畑168㎡、転用目的は集合住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成30年11月26日、受理年月日は平成30年10月5日でございます。外2件ございました。</p> <p>転用面積は田2,693.67㎡、畑168㎡、合計2,861.67㎡でございます。</p> <p>以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の11ページをお開き願います。</p> <p>－報告第3号を朗読、専決事項を説明－</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書の24ページをお開き願います。</p> <p>農地法第5条届出について、説明致します。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在地は好間町、登記地目は畑、面積は1,446㎡、転用目的は駐車場、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成30年10月15日、受理年月日は平成30年10月5日でございます。外16件ございました。</p>

事務局 (西山主任)	<p>議案説明書28ページをお開き願います。          転用面積は田5,802.00㎡、畑9,125.75㎡、合計14,927.75㎡でございます。          以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。          次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明を願います。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の12ページをお開き願います。          ー報告第4号を朗読、合意解約を説明ー          詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (金成主査)	<p>議案説明書29ページをお開き願います。          農地法第18条第6項の規定による通知について、説明致します。          番号1番、土地の所在地は平外2筆、現況地目は全て田、面積は5,486㎡でございます。          土地の引渡し時期は平成30年9月21日でございます。          外2件、田が12,795㎡、畑が0㎡、合計面積は12,795㎡でございます。          以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。          これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。          これより、休憩と致します。この部屋の時計で、14時40分まで休憩と致します。</p> <p style="text-align: center;">ー14時34分～14時40分 休憩ー</p>
議 長 (草野会長)	<p>全員お揃いのようなので、再開致します。          これより、協議事項に移ります。          平成31年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (渡邊主任)	<p>それでは、私の方からご説明させていただきます。          まず、今後の予定を改めてご説明致します。12月総会時に議案提</p>



事務局  
(渡邊主任)

出し、議決後、作成となります。本日が最後の協議の場となります。  
次に、前回の協議内容及び本日の協議予定についてです。前回の協議におきましては、平成31年の農作業労働賃金標準額策定協議資料5～6ページに記載してございます、作業項目(新たに設定してほしい項目)について、ご協議頂きました。

結果、平成31年については、新規項目の設定はしないこととなりました。

本日の総会では、協議資料7～8ページの「その他の14項目」についての協議と「現行の標準額」を値上げするのか、値下げするのか、据え置きとするのかについての協議となります。

先程も申し上げましたとおり、本日が最後の協議となりますが、仮に今回決まらない場合には、次回総会前に臨時で協議する場を設けることとなります。

以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局から説明がありましたが、前回に引き続き協議をしたいと思います。

協議資料7ページお開きください。ここに14項目ございます。これについて協議をして参ります。

上から順次進めて参ります。

雇用労働作業で畑作業がございしますが、二つの項目が調査員のほうから出されております。これについて協議したいと思います。

「手仕事の為、仕事のできる人・できない人で個人差有り。双方で話し合いがあればいいのでは？」という意見と、「高齢者など年齢(70歳以上等)で標準額にあたらぬなど話し合いで決めるなど入れて欲しい」という意見が出されております。

基本的には、平成30年としては、畑作業6,500円を出されております。これの中に、意見を入れるべきか、入れなくてもこれで内容がわかるというようであれば、今まで通り進めるという二通りあります。

これは、「いくらにして欲しい」という要望ではありません。これは相対で決めるべきという、意見的な問題ではありますが、それを鑑みて実際に金額を決めていく中で、畑作業6,500円で決めていく方法でよいか、または、金額を上げたい、下げたいという意見があればご意見お願い致します。

24番  
佐藤委員

あくまで基準価格で、あとは総合的に話しをするように条件等にも謳っていたと思いますが、細かくやっていたらキリがないと思います。平坦部や山間部で条件も違うので、謳っている部分で全て満

24番 佐藤委員	たしていると思います。
議 長 (草野会長)	<p>但し書き、備考の中に該当することは書いてあります。 金額で不明な点は、備考に書いてある部分で充当できればいいのではないかということなので、この金額は6,500円で決定してよろしいでしょうか。</p> <p>－異議無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>平成30年と同額の6,500円で決定したいと思います。 それでは、山林作業で意見が出ていた中で、農業委員から出た「種別について、作業の種類により、分けることは可能か(伐採、下刈等)」と、「機械作業を下刈作業と除伐とに分別して欲しいという要望あり」という意見です。 山林作業だと平成30年は、手作業9,000円、機械作業が12,000円ということで、摘要には「下刈りなど」と入っております。 「伐採と下刈りは仕事が違う」という意見であると思うが、手作業と機械に分けているだけで、摘要欄にある「下刈りなど」の範疇に入るのではないのでしょうか。 ただ、下刈りと、伐採を分けるとなると、金額も分ける必要があります。そこまで詳細に入れるべきか検討しなければなりません。いわきは細かく分けている方だと思います。</p>
24番 佐藤委員	農業委員から出ている問題提起なので、もう少し細かく聞いてみてはいかがでしょうか。
10番 油座(勝)委員	<p>調査票回収後、意見があったことを伝えて欲しいという話があったので記入したものです。伐採というのは、除伐の経緯で出てきました。その後説明し、相手は納得していました。 以上です。</p>
議 長 (草野会長)	9,000円で手作業した場合、伐採と下刈りの除伐は仕事が違うので、9,000円をベースに除伐の方が労力を要するや、時間を要するというなら、それなりにその方が雇用者側と金額を決めるという範疇で進めれば、一つの値段で問題ないのではないのでしょうか。
10番 油座(勝)委員	除伐と間伐を依頼したという形で頼まれた人の方から苦情がきたということで、どうにかならないかという意見であったので、相対

10番  
油座(勝)委員

で決めてほしいという説明はしました。

議 長  
(草野会長)

値段は表示されていないから当事者間で、どうするかという決め方で了解を得たということですよ。

10番  
油座(勝)委員

そうです。

議 長  
(草野会長)

では、この項目に関しては、平成30年の手作業9,000円(下刈りなど)と機械持参の場合は12,000円ということを表示しています。金額的に高い、安いという意見はここに出ていませんので、平均すると大体、そのくらいのパーセンテージで出ています。この表示の仕方よろしいですか。

—意義無しとの声有り—

議 長  
(草野会長)

次に、請負労働作業の中で、畔ぬりで「2辺と4辺では単価が別でもいいのでは」という意見です。

現在、1mあたり50円で設定されています。今までも1mあたりの単価での設定で、特に問題なかったと思われます。ただ、単価も条件によって変化すると思いますが、平成30年と単価の変更はなしでよろしいですか。

—異議無しとの声有り—

議 長  
(草野会長)

では、畔ぬりにつきましては、1mあたり50円で決定致します。

次に、ブロードキャスターによる施肥について、1回あたり500円とありますが、「単位は何か」と「単位が不明確。何を基準に1回なのか」という意見です。

以前確認したところ、1肥料100kg、20kgの肥料なら5袋ですが、それが見えないと、何を基準にしているかとなるので、「1回あたり」の表現について明確さに欠けるのではないのでしょうか。「10 a 1回」と解釈した方がおり、1回あたりの単位が不明というのは、確かにその通りだと思います。

500円と決めた基準は何だったのか、今まで協議された委員の方や事務局で回答をお願いします。

9番 松本委員	<p>時代の背景にあったものは、震災事故です。皆さんが塩化カリなどもっと肥料を使わなければいけない。また、ゼオライトを使うということで種類が多く出てしまいました。</p> <p>10aで40kg・50kgという振り方で振っていくと、回数というのは肥料の種類によって変わるが、ゼオライトなら3回振らなければいけないので、このような値段設定になりました。</p> <p>当時は塩カリやよう磷等使っていましたが、時代による価格設定でありました。</p> <p>ただ、糞摺り料金の値上げして欲しいという要望は「産業廃棄物」ということで、なかなか手を付けられない部分になっていますが、機械の値上り等により金額も変えていかなければいけないと思いますが、これは先ほどから出ているように標準額ですから、当事者間で話合ってくださいと一筆書いているものなので、細かく決めていくと後で苦しむのは、七千戸なり八千戸の農家なのです。この部分は我々も慎重にならないといけないと思っています。</p>
議 長 (草野会長)	<p>細かく設定しすぎると、複雑になって誤解を招くということもありますね。</p> <p>ただ、1回というのは、何キロを1回というものなのか、わかりますか。</p>
24番 佐藤委員	<p>私は、ブロードキャスターのことがわかりません。農業委員24名いても、わかっている方、やっている方が意見を出さないと、煮詰まらなと思います。</p>
15番 高木委員	<p>当時は、ブロードキャスターで農業しているのは、1人か2人でした。当時も、あくまで標準額なので、双方で話し合いをするということで決めました。</p> <p>1回500円というのは、よう磷を振ったら1回、塩カリを振ったら1回という設定でした。</p>
議 長 (草野会長)	<p>1回の量的な制限はなかったのですか。</p>
15番 高木委員	<p>ありませんでした。</p>
10番 油座(勝)委員	<p>震災で、ゼオライトや塩化カリを振るようになり、回数は「1回あたり」となったものですが、最近は、塩カリ等を振らない人も増</p>

10番 油座(勝)委員	えてきたので、細かく設定する必要はないのではないのでしょうか。
議 長 (草野会長)	<p>土壌改良を積極的に行う方も増えてきました。</p> <p>では、何種類振っても1回とみる方もいますので、今までの経緯から、「1肥料1回あたり」という様な表現であれば問題ないのではないのでしょうか。</p>
15番 高木委員	あくまで標準価格での設定なので、新しい機械が出てくるたびに価格の設定をしていたらキリがないです。
議 長 (草野会長)	確かにその通りですが、項目で不明瞭な部分があってははいけませんので、「1肥料1回あたり500円」ではどうですか。
12番 佐川委員	<p>「1肥料」では、キロ数の制限は不明ですが、大丈夫でしょうか。</p> <p>「1袋いくら」の方がすっきりするのではないのでしょうか。</p>
議 長 (草野会長)	では、「1回あたり(20キロ)」ではどうでしょうか。こちらの方が種類より明確でしょうか。
11番 新妻委員	20キロ1袋しか使わない人はいないと思います。20キロなら少なくとも2袋以上だと思います。
議 長 (草野会長)	確かにブロードキャスターに1袋のみ入れて作業する方はいないですね。
2番 坂本委員	ブロードキャスターは、200キロから300キロほど入れて作業します。10aあたりどのくらいまくというダイヤル調整での作業になりますので、先程のように20キロ500円にすると、自分で撒いた方が良いということになります。ましてや農業委員で地域の担い手となっている方もいる中で、何をもってこの金額を決めているのかということになってしまいますので「1肥料1回」が良いのではないのでしょうか。
9番 松本委員	機械の中でブロードキャスターが一番難しいと思います。ダイヤルの設定が悪いと、一気に消費してしまいます。
10番 油座(勝)委員	農地が飛び飛びである場合、土手を上がっただけでこぼれてしまう場合もあり、移動だけで消費してしまいます。

- 議長  
(草野会長) その様な実情がある中で、1回は何を基準なのかを決めておけば、500円が高いか安いかは双方の話し合いで決めることができます。
- 15番  
高木委員 参考資料の中で、郡山市は「10 a あたり60キロを基準で830円」となっております。須賀川市の場合、「10 a あたりで600円」となっており、10 a が基準となっているようです。
- 議長  
(草野会長) 田植えの摘要欄に「側条施肥の場合、500円増し」等の記載もあるが、500円を変えるならこちらも変えなきゃいけないとなるのではないのでしょうか。双方で話し合って決めるものなので、そこまで細かくやるものではないのではないのでしょうか。
- 議長  
(草野会長) 細かく決めるものではなく、500円の基準はわかるようにしておかないと、「100キロでも1回か、20キロでも1回か」という誤解があってもいけないです。
- 10番  
油座(勝)委員 人それぞれ、入れる数量は違うので、キロ数は入れずに、反当りで良いと思います。
- 議長  
(草野会長) 反当りの方が明確ですね。ブロードキャスターは反当りの表示が抜けています。
- 2番  
坂本委員 標準額表の頭に「10 a あたり」と記載されています。
- 各々で話し合い —
- 21番  
和田委員 会長、これは総会です。一人一人が手を挙げて発言しないと、それぞれが話していたのでは、総会の意味をなさないのではないのでしょうか。
- 議長  
(草野会長) はい、わかりました。
- 6番  
鈴木(義)委員 肥料は1袋で済む場合もあれば、こだわっている方だと、何袋も使います。実際、私は種類別の値段として作業し、双方の話し合いで標準額より高い値段で行っていますが、キロあたりとなると、複雑になるので種類別が良いのかなと思います。

議長  
(草野会長) 基本的に「10 a あたり」というベースで行うので、「1 肥料 1 回あたり」でどうでしょうか。

12番  
佐川委員 参考資料10ページの二本松市の表示がすっきりと書いてありいいと思います。

議長  
(草野会長) では、種類を入れるか「1 肥料 1 回あたり」「10 a あたり 500円」という範疇で、何か意見はありますか。

24番  
佐藤委員 この農業委員の中で、作業している人が意見を出すことが大事だと思います。私は作業していないので、意見が出せない。その方達に「高すぎる、安すぎる」という意見を出してもらわないと、キリがないです。会長がこの案でどうかと聞いたのに対して、作業している人が答えていくしかないですよ。

議長  
(草野会長) 種類ごとに何種類も行っていくなら、基本的に10 a に何回か行うわけで、「何種類行っても 1 回」となってしまうのであれば、「1 肥料 1 回」で理解してもらった方が良いでしょうね。

では、今様々な意見が出ましたが、「1 回あたり」という表現を、「1 肥料 1 回あたり」という表現に変えるということによろしいですか。

－異議無しとの声有り－

議長  
(草野会長) では、「1 肥料 1 回」とします。  
次に、代かきの意見です。平成30年は、6,700円でした。内容は「条件の悪い場所、湿田、平地でない所等の料金設定があれば請求する時に説明しやすいのでお願いしたい」と「田んぼが点在している時は、金額の上乗せをしたい」という意見ですが、これも双方の話し合いで決めるべき内容だと思いますが、何かご意見ありますか。

6番  
鈴木(義)委員 意見の内容とは違いますが、6,700円というのは過去10年以上変わっていないようだという事と、福島市、郡山市と比べてもいわきは安いと思うので、7,000円に上げてもいいのではないのでしょうか。

24番  
佐藤委員 受託者側、委託者側の意見を出してもらわなければ、私はどちらでもないのですよ。

13番 鈴木(理)委員	細かいことが気になるのは皆さん同じですが、これは標準額なのです。1つ1つ下げるか上げるかやっていると、例えば「代かきを上げて、他の項目は変えません」とやっていたら、「何故この項目だけ上げたのか」と不満も出てきます。これは、個別に考えることも大事ではありますが、あくまでも標準額です。ブロードキャスターなどについても、この標準額で運用しているので、相対的に据え置きということで進めるべきだと思います。
議 長 (草野会長)	全体を据え置きということではなく、代かきを据え置きということですか。
13番 鈴木(理)委員	いえ、全体のことです。代かきの値段を上げて、他は据え置きとは変ですよね。
6 番 鈴木(義)委員	私は1年目なので、どのように進めていくかは不明なので、項目に基づいて進めたのですが、正直この標準額が新しい項目以外10年以上据え置きのようで、コンバインやトラクター等の機械の値上りもしているのに、何故これだけが変わっていないのか不思議でありました。しかし、以前「そんなに値段を上げられては頼む人はいなくなってしまう」と言われ、そういうバランスも考えなければいけないというのはわかります。しかし他市町村と比べると、育苗等も安いし、運搬料は別と入れて欲しい。耕起5,800円の値段も他市町村より安いです。しかしいきなり値段を上げてはどうかと思うので、6,000円くらいにしてもいいのでは。畑作業についても、田んぼより時間がかかりますので、畑の耕起は6,000円に値上げしてもいいのではないのでしょうか。以上、育苗、田畑の耕起、代かきについての提案を申し上げます。
議 長 (草野会長)	鈴木委員からありました、相対的にという進行ですが、出された14項目の問題点についての協議をせず全体的に決めるわけにはいかないので、順番にやっており、意見も沢山出たので進行が遅くなりました。 鈴木委員の場合、受託側からの意見だと思います。 アンケートで出てくるものですが、受託側は高くしてほしいという意見です。運搬につきましては、摘要欄に「運搬別」と書いてあればいいのかなと思います。
24番 佐藤委員	私も、アンケート時に何人かに意見を聞いたが、やる方も上げる訳にはいかない現状なのかなと、上げるくらいなら、頼まず自分で



24番 佐藤委員	作業した方が良いという実情の様です。「本当は上げてもらいたいが、今のまましかないだろう」というのが多い意見だった。アンケートを見ても、委託側は安くしてほしい、受託側は高くしてほしいという意見は当たり前にあると思います。それを考えると据え置きもやむを得ないのではないかとというのが農業委員の一人としての意見です。
6番 鈴木(義)委員	<p>反対意見はこの場では言いたくないですが、次の世代の子供であったり、孫につないでいかななくてはいけないというのが目的で農業委員があるのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、新規参入の勿来地区の農家が「何故こんなにいわき市は他市との差が激しいのか。ならば、北茨城でやった方が良い」と思うのではないのでしょうか。今のメインの30代、40代やこれから入ってくる20代の人たちの為、いわきの標準額が20年も30年も変わらないのはどうなのかと思います。他の市町村より高くするのではなく、せめて平均値くらいまでは変えてあげないと、次に作業してくれる人がいなくなるのを危惧しています。本来は上げて欲しいのはあるが、コンバイン等の値段はいい価格だと思いましたが、今言った項目の値段については平均より下がっている値段なので、先ほどの提案をさせて頂きました。</p>
議長 (草野会長)	<p>鈴木委員の言うことは重々わかります。農業委員は受託者側が多いので、「上げて欲しい」という意見が強いですが、過去、金額を決めてきた過程では、「それもわかるが、知り合いだから受託する」ということもあり、「値段は上げて欲しいが、このくらいの金額で」となり、農業委員はその間をとって両方の意見を受けながら、その範疇で妥当な値段はいくらかという探り方で、値段を決めていました。</p> <p>この値段にたどり着くには、相当今のような意見が出て、話されてきた経緯もある訳です。</p> <p>今の意見は、今後の値段を決める協議においては「私もそうだ」と思う方も沢山いるでしょう。しかし、これを1つ1つ値上げしていくと、今度は委託側も「値上りしてしまった」ということも頭に入れながら決めていかなければいけません。</p> <p>茨城は相対的に高いですが、これは関東圏の価格帯でこうなっているのではないのでしょうか。福島県を意識しているわけではないでしょうし。</p>
6番 鈴木(義)委員	申し訳ないですが、決めるなら、賛成か反対かで決めてはどうですか。時間がもったいないです。

議長  
(草野会長)

今は代かきを決めていましたけれど、問題が多いのは、コンバインに関しても、相対的に受委託側双方で片方は安くしてほしい、高くしてほしいという意見が出ています。ただ、委託側は、安いという意見はいないと思いますが、だいたい妥当であるという意見が平均的に多いという傾向が出ています。

この中で突出した4つについて鈴木委員は値段の提案をしましたが、この辺については、今までの金額で妥当ではないかということになります。が、「いや、そうではない」というような意見があれば伺いたいのですが、何か意見はございますか。

8番  
箱崎委員

私は受託側の意見になりがちですが、作業は圧倒的に条件によって値段は変わってきます。条件さえ良ければ「この値段で十分です」となり、悪ければ「倍もらっても割に合わない」という所も結構ありますので、条件で話し合うしかないと思います。

議長  
(草野会長)

そうですね。この範疇は全てその中にそういう内容を含めながら、基本的には当事者同士で決めるべきです。それが1つの話しの中で出てくるものです。

8番  
箱崎委員

もう1つ意見として、条件が良ければ、競争が起きて安くなると思うのですが、条件が悪くなかなか値段は上げにくいので、受託側としては作業料金を、高めに設定していて欲しいです。農業委員というよりは、受託側の立場としての意見です。

議長  
(草野会長)

条件が悪ければ、高くもらっても何ら問題はないです。あくまで基準であり、条件が良く「うちはもう少し安くできる」というのであれば、個人的にはダメとは言えないです。

24番  
佐藤委員

「平場の一番条件の良い価格」と表記すればいいのではないですか。山間部だとかうはいかないのですか。

議長  
(草野会長)

その辺を含め、相当悩みながらできた値段が平成30年の値段です。平成31年に関して、「これではまずいな」というところがあれば、次回、臨時で時間を設けなければいけなくなり、ずれ込んでしまいますので、この価格で特段条件を付け加えたいということであれば、加える方向で最終的に決定したいと思います。どうでしょう。

21番  
和田委員

値段について、高いか安いかわかりませんが、結局、農業も経営難であると言われてきている時代なので、採算が合えばそれでいい

21番  
和田委員

のではないかと思います。また、ここにも書かれている「相対で」ということがあり、鈴木理委員が言ったように、これはとりあえず「基準」であり、安いとか高いではなく、その人と話して、「育苗は670円だけれど、うちは1,500円で売ってますよ」という方も、中にはいるので、「それは相対で行ってください。基準は基準です。」とすれば良いのではないのでしょうか。

機械が値上りしたという意見についても、今私は、受け手でありませんが、地域を見ても、10年後、20年後には地域で一番やっている人が貸し手になります。ということは、立場が変わった際、「この値段で高い」ということになります。あくまでも「基準」なので「相対」ということを大々的に入れてもらえたほうが良いと思います。

2番  
坂本委員

和田委員のおっしゃるとおり、それは確かに本当のことです。今は威勢よく、自分も皆さんも受け入れていますが、次の世代になった時、自分の子供がやるかやらないかとなった時、逆の立場を考えると、農業委員になるまでは安いと思っていたが、確かに機械代等上がっていますが、あくまで「標準」なので、箱崎委員が言ったように条件によってはこの金額でも高いかなと思います。

自分の地元は、基盤整備が全くされていないので、この金額では全く合わない。基盤整備済みの地区では、これでも高いかなというくらいです。そうすると何が問題かというところ、自分たちの地域でも地域外でも、昔の10a区画や20a区画や、小さいようなところを、農業委員をやっていて思うことは、これから他から入ってきて仕事を担ってもらうのに、基盤整備を進めていかないと、いわき市内の中山間地域等が、耕作放棄地に成り得るので、あくまで基準なので、あとは相対的にやってもらうしかないと思います。

議長  
(草野会長)

頼んでいる人で、すべて作業委託している、苗を買って、植えてもらって、稲を刈ってもらって、草刈だけは自分でやっている様な人が、「やっつけられない。荒らしておいた方が良いのではないか」となる人が今後出てくると、ますます我々、耕作放棄地対策を考える上では、その対策が不足することも出てきます。その辺を考慮しながら、今まで審議しながらこの値段に設定して、これがずっと続くのではなく、その時代によって燃料代の上下等はあったが、細かく出た意見は無にできないので、この値段はみだりに作った値段ではないということも頭に入れながら、「いや、どうしてもここは引けない」という値段であれば、今回意見を上げて頂いて、修正をしてという方法も可能ではありますが、その辺を含めてご意見はございますか。

議 長  
(草野会長)

他の市町村に比べれば、細かく基準を書いてやっている方だなという感じだと思いますが、値段の差は当然地域間差等がありますが、基本的にいわきの現状を考えたときにこれが妥当という線が出てきた数字なので、時間も押しておりますので、作業料金に関しましては、特別問題視することがなければ、昨年度通りで、ただ項目を若干追加するというので、先ほどの「条件によって」というものに関しては、あくまで当事者間で詰めていることであり、労働能力も条件として入れると言っていますのでこれ以外に「何で成立するの」というものがなければ、この条件のまま進めるということで異議はございますか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

それでは、様々な意見が当然出るのは当たり前で、「時間がないからこれで」ということではなく、真剣にこの意見で一致したということで、そういう意見が出たときに、いかに、逃げるのではなく真っ当な返事ができるかという部分で、農業委員としても任務を果たして頂ければという考えです。

6 番  
鈴木(義)委員

この農作業労働賃金標準額の表ですが、「福島さくら農業協同組合いわき地区本部」と入っていますが、平成31年からは消えるのでしょうか？

議 長  
(草野会長)

事務局、回答願います。

事務局  
(渡邊主任)

今回の総会終了後、農協へ協議をし、承認を得られれば、載せるようになります。

6 番  
鈴木(義)委員

「今までは農協から1人農業委員として出っていたので、この名前を載せていたが、これから農協から農業委員が出なくなったので、農協ではこの協議はしていない」と聞いたことがあったので、消えるのかなという解釈でした。

事務局  
(坂本主査)

事務局から、農業委員会として農協に対して「このように農業委員会で作りましたが、農協として承諾頂けるか」ということで総会前に事前協議し、承諾を頂いております。よって、昨年度についても承諾を頂いております。

6 番 鈴木(義)委員	どういふ会議で決めるのですか。
事務局 (坂本主査)	文書で依頼し、承諾しますという文書を農協から頂いております。
6 番 鈴木(義)委員	組合長名でですか。
事務局 (坂本主査)	はい。
6 番 鈴木(義)委員	わかりました。
議 長 (草野会長)	鈴木委員、よろしいでしょうか。
6 番 鈴木(義)委員	はい。
議 長 (草野会長)	資料にも農協に承認を基本的に受けるとあり、その旨は今、坂本主査より説明があったような経緯となります。 それでは、以上をもちまして、いわき市農作業労働賃金標準額策定の第3回の協議を終了致します。ご苦労様でした。 今後の予定としましては、12月に議案として上程し、議決後、作成となります。
議 長 (草野会長)	次に、その他に移ります。事務局で何かございますか。
事務局 (早水主任) (野木係長) (林係長) (野木係長)	1 平成30年度農地パトロール実施結果について ➡ 実施結果を報告した。 2 農業委員等の綱紀肅正について ➡ 通知文書を配付した。 3 農用地利用集積計画の議案書に係る借賃の記載方法について ➡ 報告文書を配付した。 4 消費税の軽減税率制度に関するQ&A ➡ 木幡委員より制度の説明を受けた。

議 長  
(草野会長)

ありがとうございました。  
その他、委員の皆様から何かございますか。

13番  
鈴木(理)委員

－平成30年7月豪雨災害義援金についての御礼－

議 長  
(草野会長)

その他、ございますか。  
特に無いようですので、これをもちまして、いわき市農業委員会  
第6回総会を閉会致します。